

長期駐車自転車への警告票取り付けについて

美々津駅 駐輪場に長期駐車してある自転車等に警告票を取り付けたので、日向市自転車等
駐車場条例施行規則第4条の規定により下記のとおり告示する。

令和8年9月30日

日向市長 西村



記

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1 駐輪場の名称 | 美々津駅 駐輪場 |
| 2 警告票を取り付けた自転車等の台数 | 1 台 |
| 3 警告票を取り付けた日 | 令和8年9月28日 |
| 4 警告票を取り付けた自転車を撤去する日 | 令和8年10月12日 以降 |

日向市建設部 都市政策課 総務・交通係

電話0982-66-1030(直通)